

2020年1月8日

株 主 各 位

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 36 番 5 号
東芝プラントシステム株式会社
代 表 取 締 役 原 園 浩 一

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である株式会社東芝（以下「東芝」といいます。）から、2020 年 1 月 8 日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定による株式売渡請求（以下「本売渡請求」といいます。）の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、以下のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：株式会社東芝
住所：東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
2. 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。
3. 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
東芝は、当社の株主（東芝及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する売渡株式 1 株につき 2,670 円の割合をもって金銭を割当交付します。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）
2020 年 1 月 29 日

6. 本売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について、当社の本店所在地にて当社の指定した方法により（本売渡対価の交付について東芝が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以 上